

GLOBE

グローブ 2023年7月

114



(公財) 世界人権問題研究センター

世界カフェ

～留学生と交流しながら多様な文化を体験～



「世界の留学生と話せるカフェ（通称：世界カフェ）」は、コロナ禍の2022年4月に東山七条にオープンしました。

京都市内には、現在38の大学・短期大学が所在し、その種類も国立大学・公立大学及び私立大学、総合大学から単科大学までバラエティに富んだ大学が集積しており、京都は学生のまちと言われています。そして同時に世界各国からの留学生が数多く来日している留学生のまちでもあります。

世界カフェは、京都で学びながらもコロナ禍で困難に直面している留学生たちに活躍の場を提供するため、1997年から国際文化交流や日本文化体験等のプログラムを企画・実施するワックジャパンが運営しています。65を超える国から来日した170人以上の留学生が日替わりで接客してくれるカフェでは、通常のカフェ利用に加えて1日3回「留学生による母国紹介時間」が設けられています。日本にいながら気軽に多様な文化を体験できる機会であり、留学生にとっても多くの人に自国について紹介、理解してもらえるチャンスになっているとのこと。

多様な文化や国について身近な範囲で体験して学べることで草の根レベルでの相互理解が深まり、多様性のあるインクルーシブな社会の実現に近づきます。100年以上の歴史をもつ風情ある伝統的な京町家を改装したカフェの周辺には、豊国神社、三十三間堂、京都国立博物館などの人気の観光スポットだけでなく数多くの名所旧跡が点在しているため、カフェの活動を通じて地域活性化にもつながっています。

公式サイト <https://sekaicafekyoto.com>

GLOBE

GLOBE No. 114 2023.7 目次

グラビア	世界カフェ	——留学生と交流しながら多様な文化を体験——……………(表紙裏)
連載	新・世界の人権はいま	——普遍的定期審査の現場から——(その四)……………坂元 茂樹
外部寄稿	京都府総合計画の改定	——「あたたかい京都づくり」をめざして——…坂野 修一
エキスパート コメント	近代の貸座敷と地域社会	……………井岡 康時
研究報告	群がる表現活動の法的问题	……………西土彰一郎
研究報告	山科東野の放牧場の牛たち	……………小林 丈広
研究報告	子どもの権利を基盤とした NPOの地域実践のこれから	……………村井 琢哉
研究報告	存在の可視化と権利要求の闘い、 激しさを増すバックラッシュ	……………熊本 理抄
研究報告	「準拠」と「ウォッシュ」のあいだ ——「六割強が国際的な基準に準拠」は本当か……	……………松岡 秀紀
研究報告	「夜間中学の学び」に学ぶ	……………岡田 敏之
人権の窓	ヤングケアラーの課題と支援	……………福阪 圭輔
事業案内	二〇二二三年度人権大学講座開催日程	……………24

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙のテーマ「表現することで私になれる」、作品名「無題」

■「天才アート」(特定非営利法人障害者芸術推進研究機構)提供 木下 アラン 海 2002年生まれ

新・世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その四）



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

日本の第三回普遍的定期審査（UPR）は、二〇一七年一月一四日に行われた。報告者グループ（トロイカ）は、ベルギー、カタール、トogoで構成された。審査では、一〇六カ国が発言した。

先回取り上げたLGBTなどの性的指向または性自認を理由とする差別の問題については、第二回UPRでアルゼンチンが、「LGBTの個人を保護し社会に統合するため、また、性的指向またはジェンダー平等に基づく全ての差別的取扱いを排除するためのさらなる措置を検討すること」（八九項）を勧告していた。これを受けて、日本政府は、二〇一七年八月に提出した第三回日本政府

報告の中で、「我が国において、二〇〇四年七月に施行された『性同一性障害者の特例に関する法律（性同一性障害特別措置法）』は、二〇〇八年にその性別変更に必要な条件を緩和する法改正が行われた。法務省の人権擁護機関は、『性的指向』『性自認』に基づく差別を含む、様々な人権問題について、常設または特設の人権相談所を開設するとともに、性的マイノリティの人権が尊重されるよう各種人権啓発活動を実施している」と回答した。

また、同じく第二回UPRで、キューバから「いかなる理由に基づく差別とも闘い予防するための努力を継続すること」（六三項）、さらにチェコから「社会的身分、ジェンダー及び性的指向を含む包括的な理由に基づく差別的な規定を排除することを目的として国内法を見直すこと」（六五項）との勧告がなされていた。これに対して、日本政府は、第三回日本政府報告の中で、「あらゆる差別の予防や差別規定の排除（勧告六三、六五）に関し、我が国は、憲法第一四条一項において、『すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会関係において差別されない』と定め、不合理な差別を禁止している。同条項を踏まえ、我が国は、雇用、教育、医

療、交通等国民生活に密接な関わりを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別の禁止が規定されている。その他の分野においても、法務省の人権擁護機関他関係省庁の指導、啓発を通じて差別の撤廃を図っている」(一一項)と回答した。

しかし、審査では、性的少数者に対する差別に関して、多くの国が発言した。大別して、人権啓発活動にとどまらない包括的な差別禁止法を求めるグループと差別撤廃のための措置を求めるグループがあった。前者の包括的な差別禁止法の制定を求める勧告を行った国としては、オランダ、ノルウェー、ドイツ、ホンジュラス、米国、アイルランド、オーストラリアが、後者の差別撤廃のための措置を求める国としては、メキシコ、ニュージーランド、スイス、カナダがいた。

前者の差別禁止法を求める勧告には、たとえば、米国の「LGBTIの人々の権利を保護及び促進する包括的な差別禁止法を実施すること」(七二項)がある。他方で、差別禁止法ではなく、差別に対する措置を講じる勧告する国としては、ニュージーランドの「性同一性障害特例法の改正を含め、性的指向及び性自認に基づく措置を講じること」(七〇項)といった勧告や、スイスの「性的指向に基づく差別の撤廃に関する前向きな進展を継続

し、国レベルで同性婚を承認すること」(七一項)といった勧告があった。

日本政府は、前者の米国などの勧告については、「留意する」との回答にとどめ、受け入れを意味する「フォローアップすることに同意する」とは回答しなかった。後者の勧告については、ニュージーランドの勧告については、「フォローアップすることに同意する」としたものの、スイスの勧告については、「部分的にフォローアップすることに同意する」とし、「国レベルで同性婚を承認することは、我が国の家族の在り方に重大な影響を与えることから慎重な検討を要する」と回答した。

たしかに審査において、日本代表団は、「日本は、性的指向及び性自認に基づく人権侵害は、許されるものではなく、差別を防止するための努力を継続していく」と回答したものの、勧告に対するこうした回答からは差別禁止法の制定に消極的な姿勢が窺える。前回紹介した超党派の議員による「LGBT理解増進法案」という議員立法の提案がなされたのも、こうした日本政府の態度が理由であると推測される。

京都府総合計画の改定

「あたたかい京都づくり」をめざして

京都府総合政策環境部子育て社会推進監
兼総合政策室長

坂野 修一

【総合計画の概要】

京都府では、二〇一九年に府政運営の羅針盤となる「京都府総合計画」を策定し、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府」の実現を目指して取り組んでまいりました。

しかしながら、二〇二〇年一月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大や原油価格・物価高騰等により社会経済情勢の不安定化が進むとともに、少子高齢化や人口減少、それに伴う地域社会の衰退といった従来からの構造的な課題も、より深刻化しています。

このような歴史的とも言える社会の大きな転換点を迎えている中で、府民の皆様が、安心して、豊かに暮ら

し、将来に向かって夢を抱いていただけけるよう、昨年一二月に、計画期間満了を待たず前倒しで、「京都府総合計画」を改定しました。

改定した総合計画においては、全ての営みの土台となる「安心」、未来を担う子どもたちをあたたかく育み、生活や絆を守る「温もり」、夢や希望、魅力や活力の源泉となる「ゆめ実現」の三つの視点から、誰もが未来に希望が持てる「あたたかい京都づくり」を進めていくこととしています。

一つ目の視点「安心」に関しては、感染症や激甚化・頻発化する自然災害、犯罪などから府民の皆様への命と暮らしを守るための取組を進めていくこととしています。

二つ目の視点「温もり」に関しては、未来を担う子どもたちをあたたかく育むと同時に府民の皆様への生活や絆を守る、温もりのある社会を、また、心豊かな生活を送るため、自然とも共生した環境にやさしい社会をつくっていくこととしています。特に、子どもが社会の宝として地域の中であたたかく見守られ、健やかに育ち、子どものいきいきとした姿と明るい声が響きわたる社会は、全ての人にとって暮らしやすい社会であることから、これまで進めてきた「子育て環境日本一」の取組を一層推進していきます。

そして、三つ目の視点「ゆめ実現」に関しては、私た

ちが未来に夢や希望を持ち、日々の生活を送ることができなければ、「あたたかさ」は生まれにくいことから、ゆめ実現が可能となる社会をつくっていくことが必要です。京都の活力の源である産業や文化、スポーツ、学生などの力が最大限発揮できる社会づくりを進めていくこととしています。

総合計画では、こうした本府が目指す施策の方向性を「8つのビジョンと基盤整備」としてまとめるとともに、府域の均衡ある発展を図るため、府全域で連携して相互に施策効果を高めていく取組の方向性を「8つの広域連携プロジェクト」としてまとめています。

【共生の社会づくりに向けて】

改定した総合計画においては、二〇四〇年に実現したい京都府の四つの将来像の一つとして、「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」を掲げ、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、性別にかかわらず、子どもも高齢者も障害のある人も、外国人も、全ての人が地域で「守られている」「包み込まれている」と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、生涯現役で活躍することのできる共生の社会づくりの実現に取り組むこととしています。

そして、このような将来像の実現に向け、本府が目指す施策の方向性を示した8つのビジョンのうちの一つ

として、「誰もが活躍できる生涯現役・共生京都の実現」を掲げるとともに、主要な方策として、「人権教育・啓発の推進、相談体制の充実等を図ることで、多様性が認められる共生社会を構築」などに取り組むこととしています。

また、全体施策を分野別に体系化した二〇の「分野別基本施策」の一つとして、「人権が尊重される社会」を引き続き掲げるとともに、取組の進捗状況を測るための数値目標として「一年間の間にインターネット（フェイスブックやツイッターなど）によって、いじめ、誹謗中傷をされたことのない人の割合」を新たに追加するなど、人権課題の解決に向け、引き続き取り組むこととしています。

今後とも、多様な主体と連携し施策を推進するとともに、数値目標の評価や第三者への意見聴取などを通じて計画の着実な推進を図ることで、様々な人権問題の解決に取り組む、誰もが未来に夢や希望が持てる「あたたかい京都づくり」の実現へと繋げていきたいと考えております。

近代の貸座敷と地域社会



研究センター
プロジェクトチーム2リーダー
奈良大学文学部教授

井岡 康時

はじめに

近年の遊所に関する研究は、遊廓・貸座敷の内部史料を用いた精緻な内容となっており、娼妓の生活実態や遊客の性格、地域社会との関係などが、より具体的かつ詳細に明らかにされるようになってきた。^①こうした研究が蓄積されることによって、性の売買をめぐる諸関係の歴史的背景についての説明が進み、ひいては人権課題としての解決に資する議論が深まるのではないかと考えている。

筆者は近世の奈良町に所在した木辻遊廓の歩みについて、二〇一一年に発表した拙稿^②で明らかにしているが、さらに研究の進展の驥尾に付することができればと思いい、近代以降の歴史像も確かめたいと考えて史料の調査・収集と分析を進めている。^③小論では、そうした作業による成果の一端を述べるとともに、新たにみえてきた研究課題について報告する。

一、奈良木辻遊廓について

最初に近世の奈良町に成立した木辻遊廓の概要について述べておく。

中世の奈良町に所在した木辻郷は、近世的な統治の成立によって改めて奈良町の境域が確定すると、奈良町境外の木辻村と、境内の町とされた木辻町に分けられることになった。この木辻町に遊廓が成立した明確な時期は不明だが、遅くとも一七世紀前期に姿をあらわしたと考えられる。廓とはいっても周囲と隔てる壁や堀はなく、女性たちを抱え置いた遊女屋や遊興施設である揚屋は周辺の民屋と庇を連ねていたと推測できる。木辻町だけ

ではなく、その北隣の鳴川町にも遊女屋や揚屋が広がり、しだいに一帯が遊所となっていた。

木辻遊廓はしだいに成長をとげ、天和二年（一六八二）刊の井原西鶴『好色一代男』巻二「誓紙のうるし判」に「爰こそ名にふれし木辻町」とあるように、一七世紀末までに大和国を代表する遊廓となった。貞享四年（一六八七）成立の奈良の地誌『奈良曝』⁴には、木辻町に揚屋と遊女屋が各七軒、鳴川町に揚屋六軒、遊女屋四軒があると記されており、まとまった軒数が集まった遊所となっていたようすがうかがえる。

周知のように、近代になると遊女屋は貸座敷と名を改め、木辻・鳴川両町にあっても貸座敷が軒を連ねて営業を続けた。一八八九年（明治二十二）施行の町村制によって、奈良町周辺の木辻村はじめ周辺一七カ村と奈良町が合併した近代奈良町が成立すると、これにより旧来の木辻町は東木辻、木辻村は西木辻と称することになった。さらに九七年の奈良町の市制施行により奈良市東木辻町となり、一帯は売春防止法施行にともなう一九五八年の廃止まで奈良の遊所としての歴史を重ねることに

なった。

二、「奈良木辻町文書」の概要

筆者の勤務先の奈良大学文学部史学科が所蔵する文書群のなかに「奈良木辻町文書」と題されたものがある。明治期から昭和期の一二九点が収められており、うち二七点は東木辻の貸座敷にかかわる文書であった。小論の主題は、この二七点の史料からみえてくる貸座敷と地域社会との関係である。

二七点以外の一〇二点は、東木辻に所有していた家屋を貸座敷経営者に貸し出していた、姓は伏せるが喜六という奈良町在住の人物の家政にかかわるものであった。「奈良木辻町文書」という名称は購入先の古書店が付していた表題を引き継いだものであるが、史料の性格から考えると喜六家関係文書とでも名づけるべきものであり、と考えられる。

右の二七点から、喜六が貸与していた貸座敷の造りや調度品などが、また娼妓の契約内容なども判明し、近代奈良の遊所の実態を明らかにする貴重な史料群となつ

ている。これらに加えてより重要なことは、貸座敷として使用されている家屋の所有者である喜六と貸座敷経営との関係を読み解くことができることであり、このことを通じて貸座敷と地域社会との関係を新たな視点から解明することができるのではないかと考えている。この問題について次節で述べてみる。

三、貸座敷をめぐる諸関係

「奈良木辻町文書」のうちの喜六家の家政にかかわる史料を読んでいくと、喜六は奈良町内に居住して酒造業を営むとともに、町内に八軒の家作を有していたことがわかる。このうちの一軒が東木辻にあつて貸座敷経営者に貸与されていたのである。

貸座敷経営者は娼妓と契約を結ぶにあつて、前渡金を娼妓の保護者に支払うのだが、その金銭の準備に窮する者が少なからずいた。喜六はそうした経営者に資金を融通する貸金業者としての側面も有していた。融資を受けた者は家屋を借用していた者のほか、少なくとも三人を確認することができる。

「奈良木辻町文書」には、喜六から融資を受けた右の四人の経営者が娼妓と交わした契約書が残されている。なぜ喜六の手元に契約書が残ったのだろう。この四人が融資を受けるにあつて喜六に差し入れた借用証文を読むと、娼妓が稼ぐ上がり金のうちから毎日一円程度の額を喜六に返済する旨が記されている。連日にわたって少額を返済するといった面倒なことが実際におこなわれていたのか不審に思われるが、貸借人相互の信頼関係が希薄であることで、そうした返済契約となったのかもしれない。

注目すべきは借用証文の最後に、返済が完全に終わるまで娼妓との契約書を喜六に預け置くとして記されていることである。経営者は融資の担保として娼妓契約書を差し入れていたのである。つまり、喜六の手元に契約書が残された分については、借用分の返金については未済に終わったということであると考えられる。この後、貸金の回収のために喜六がどのような行動を取ったかは不明であるが、娼妓に対する債権者となっていたことは「奈良木辻町文書」の諸史料が明らかにしている

といえるだろう。

おわりに

ここまで述べてきたように、喜六は貸座敷の経営に直接たずさわっていたわけではないが、資金を融通することで性の売買に深く関与していたのである。もはや小論で論じるゆとりはないが、実は喜六は近代奈良の文化史を考える上で重要な人物の一人であり、文人としての側面も合わせもっていた。小論は、そうした人物でも容易に参与できるほどに性の売買というビジネスに関するハードルが低かった時代の話であるともいえる。

しかし、現代にあっても生活苦に直面した人びとが止むなくダークな世界に足を踏み入れている現実があり、そこにつかの間の欲望の発散を求める人びとの群れが確実にある。喜六をめぐる史料の示す世界はけっして過去の物語ではない。

注

(1) 横山百合子「新吉原における「遊廓社会」と遊女の歴史的性格 寺社名目金貸付と北信豪農の関わりに着目し

て」(『部落問題研究』二〇九号、二〇一四年)、同「幕

末維新期の社会と性売買の変容」(明治維新史学会編『講

座明治維新九 明治維新と女性』有志舎、二〇一五年)、

加藤晴美『遊廓と地域社会 貸座敷・娼妓・遊客の視点

から』(清文堂、二〇二一年)などがあり、奈良県の遊

所を扱ったものとしては、山川均「又春廓川本楼、娼妓

「奴」について」(『女性史学』二九号、二〇一九年)、人

見佐知子「娼妓の前借金返済はなぜ困難だったのか 大

和郡山洞泉寺遊廓を事例に」(『歴史科学』二五一号、

二〇二二年)などがある。

(2) 拙稿「奈良町木辻遊廓史試論」(奈良県立同和問題関係史

料センター『研究紀要』一六号、二〇二一年)

(3) その成果の一端として拙稿「研究ノート 奈良市東木辻

の貸座敷経営をめぐる諸課題」(『奈良史学』四〇号、

二〇二三年)を発表した。

(4) 『奈良市史編集審議会会報二』(一九六三年)の翻刻版によっ

群がる表現活動の法的問題



名城大学法学部教授

西土 彰一郎

近年、問題になっているインターネット上の誹謗中傷は、しばしば「群れ」の形態で行われている。群生する発言一つひとつには違法性がないかもしれない。だが、群れ全体の発言としてみれば、それは標的にされた個人の権利・利益を不当に侵害しうる。ここにも、インターネット上の表現の自由と個人の権利・利益の保護を調整することの難しさの一端がある。

「群れ」をめぐる法的問題は、各国でも議論されている。最近でも、ドイツでは、『法における群れ』（Möhr Siebeck、二〇二二年）と題する論文集が

公刊された。ここでは、各法分野の専門家が誹謗中傷等を行う「群れ」の構造を分析し、各視点からその法的取組みのあり方を論じて、日本の法状況を検討するうえで参考になる。たとえば、民法研究者は、「群れ」を動員した主導者の不法行為責任とプラットフォーム事業者の間接妨害者責任のあり方を探る一方、刑法研究者はサイバーモブを素材としてドイツ刑法上の限界を論じ、私法、公法および刑法上の手法を総体において考察することの必要性を説く。以下、公法の観点から若干の考察を行う。

『デジタル時代における意見形成の保護』（Möhr Siebeck、二〇二二年）と題する別の論文集の中で、ある公法研究者は、ヘイトスピーチ対策の文脈ではあるが、「群れ」の始動に合わせて作動する規制の可能性を問うている。そのためには、動態の型の認識と、動態に即した規制のあり方の検討が必要になるという。前者について、一定規模のプラットフォーム事業者に対し、動態の型の解明に向けたデータ分析を義務づけることが考えられる。だが、論者の指摘するとおり、その実効性には疑問がある。私見では、市民が事業者の取組

みを観察できるための、透明性とアカウントビリティを確保する法制度の構築がまずは求められよう。

後者について、事業者に対し、次のようなことを課すことが挙げられている。個人を標的にしたコミュニケーションに際し多数のアカウントまたはボットの同一目的での利用の停止措置、運動の発生の当事者に対する教示義務、チャット「リアルタイムコミュニケーション」における個人の萎縮や威嚇に至る対話の動態に際して、こうしたなりゆきを避けることのできるモデレーション機能の導入義務、個人を標的にした威嚇作用を有する運動の発生に際して自己強化作用の緩和のためのコミュニケーション減速措置、そして実名制。

以上のような義務は、確かに個別の表現の自由を不当に侵害することなく動態始動規制を試み、動向の変化とともに廃止されるというそれ自体動的な性格をもつ。だが、ここでも論者が注意するように、それが公権力により課されるとなると、操作をもって操作を制する以上のコミュニケーションを一定の方向へ誘導することの危険性が伴う。

日本において多くの事業者はコミュニケーション規定の定

立の自律性を強調して、自主的に誹謗中傷に対応している。この状況の下、まずは事業者の自主的な取組みの拡充を促す枠組みを探求すべきであろう。この観点からすると、日本の行政法学のいう規制戦略論、私行政法論、さらには学問分野に横断して提起されているアジャールガバナンス論の枠組みの中で、ゲートキーパーを通じた規制を捉え直すことが有益であるように思える。その構造は、次のように整理できる。

① 透明性の確保に加え、最終的に達成されるべきゴールの水準について、これを法律で規定する。

② ゴールに到達するための具体的方法については、企業の自主的な取組みに委ねる。

③ 上記の企業の行為を、個人や市場関係者が継続的に評価する。

目的プログラムを基礎にした以上の規制構造は、粗雑な見取り図にとどまる。表現の自由の原理論はもとより、群がる表現活動の問題に対するその実効性という論点、さらには目的プログラムと条件プログラムをめぐる法理論上の論点について、引き続き検討していきたい。

山科東野の放牧場の牛たち



研究センター
プロジェクトチーム2リーダー
同志社大学文学部教授

小林 丈広

今から二十年以上も前のことであるが、近世史研究者の畑中敏之氏が、和泉国南王子村に伝わった奥田家文書の分析を通じて、「かわた」村における雪踏商人の経済的な台頭、それを背景とする村内対立、雪踏の材料となる竹皮問屋との値段交渉などを紹介する中で、一般町人の出身者でありながら南王子村に定住し、ついには同村の住民になる者がいたことを明らかにした。部落差別の厳しさが強調されてきた長い部落史研究の蓄積の中で、被差別民が町人社会に紛れ込んでいる事例は知られていたが、町人が進んで「かわた」村の住民になる事例はあまり知られていなかった。私は、同氏の『かわた』

と平人』や『雪踏をめぐる人びと』などを興味深く拝読したことを覚えている。

さて、畑中氏の研究は主として大坂の町人が南王子村に來住する事例を取り上げているが、その中に京都の町人の事例があることが目を惹いた。実は、ここで取り上げられた町人は、現在も竹製品を扱う老舗として知られている竹問屋の出身者であった。南王子村の雪踏作りのネットワークが京都にまで及んでいることに驚かされるとともに、竹問屋が現存するところから、さらに調査の可能性を感じたところであった。

古文書の研究は、一点一点を読み解く中で、偶然明らかになることも多い。こうした古文書調査の成果をひとつ紹介しておきたい。

ここ数年、中京区の旧家の古文書整理に携わる機会を得た。この旧家については、一九八〇年代に最初の調査を行ってから、数次にわたり調査を行ってきたが、今回の調査でもまだ古文書全体の数分の一の整理を終えたところである。それでも区切りの良いところまで目録を作成し、多くの新出史料を撮影することができた。

この旧家は山科で老牛馬を飼育する牧場を経営したことで知られ、現在そのことを顕彰する碑が山科区東野に残っている。年老いて農作業や運送業に耐えられなく

なった老牛馬を、殺処分するのではなく牧場で余生を送らせ、その飼育のために東野の人びとを雇い入れるなど、村民の生活にも心を配ったと伝えられる。

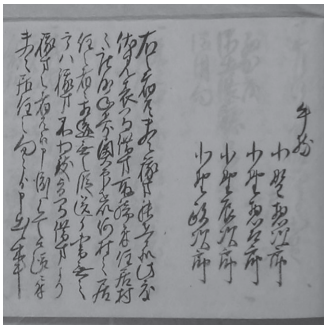
この牧場への牛馬の受け入れについては、二〇〇年代の調査でも嘉永七年（一八五四）から安政六年（二八五九）までの「牛馬放生入覚帳」が見つかっており、約八十頭の牛馬の受け入れがあったことがわかっていいる。牛馬を預けた人の居所は丹波から醍醐までの広い範囲に及んでいたが、安朱や竹鼻、四宮など山科郷内の地名が多いのが特徴であった。この帳面の最後の年、安政六年には十八頭の牛馬を受け入れているが、追分、四宮、御陵など山科内外からのほか、京都から新右衛門という人物が五頭の男牛を預けているのが目についた。

ところで、今回の調査で新たに見つかったのは、文久元年（一八六一）から慶応三年（一八六七）までの「放生牛馬員数帳」である。これには百四十頭余りの牛馬の受け入れが記録されているが、最初のうちは西野や小山など山科郷内の地名が目についた。ところが、慶応二年頃からは新右衛門による預け入れが急増し、慶応二年十二月十七日から翌三年三月十五日までに預けられた三十二頭のうち二十九頭は新右衛門からのものであった。新右衛門の居所は「ぜにざ」となっており、文久元

年九月十二日の項目では「小のや新右衛門」とも記されるところから、これらは錢座跡村の小野屋（小野）新右衛門によるものと推定されるのである。

幕末には、東野の放牧場では小野屋新右衛門が持ち込んだ牛が大半を占めるようになっており、それだけ多数の牛を新右衛門が所持していたことがうかがえる。本研究が対象としている今村家文書を読み込んでいくと、新右衛門に代表される小野家は錢座南組の牛持ちであり、この地域の運送業に深く関わっていたことが知られる。その小野家が、老牛馬を殺処分したのではなく、東野で余生を送らせていたことは新しい発見であった。だとす

れば、東野で余生を送った後、斃れた牛馬の皮や肉はどうなったのか、小野家のその後とともに考えてみたいところである。



明治四年に牛持と記された
小野家の人びと
〔領内勤用手元日記〕より

子どもの権利を基盤とした NPOの地域実践のこれから



研究センター研究員
特定非営利活動法人
山科醍醐こどものひろば理事長

村井 琢哉

こども基本法、児童福祉法改正などの理念にある子どもの権利と子どもの居場所実践

二〇二二年の児童福祉法改正、二〇二三年四月のことでも基本法施行およびこども家庭庁が設置されていくなかで、いかに子どもの権利の理念を実践に活かしていくかはひとつのテーマとなっている。そのポイントとして子ども家庭福祉分野の専門性の向上とその専門家を増やしていくことはもちろんではあるが、その専門家が配置される相談窓口や、子どもの居場所づくりも今回の政策の動きのなかで重要視されている。あわせてその実践の担い手としてNPO等との連携が重要な事業として

も位置付けられている。そこで、筆者が一〇年間代表を務め、二〇一〇年度から地域で子どもの貧困対策をテーマに取り組んできた実践を振り返り、これからのNPO実践について重要な点を取り上げていく。

(一) 長期支援の重要性と情報の共有・蓄積

子どもの成長段階にあわせながら、切れ目のない支援をしていくことは、共通認識ではあるが、実際の支援・制度は子どもの年代によって分かれていることにより、子どもの時代の一部分への関わりとなっている。またその情報の共有や蓄積は支援が継続している期間であれば行われるが一度支援が終結することや、転居などで関係性が切れることによって、情報が途絶えてしまうことがある。また子ども時代の困難には、子ども自身へのアプローチと緊急的な対処・保護が優先される。しかし困難を生み出す子どもの育つ環境へのアプローチとその環境の変化には時間がかかるため、その間に子どもは次のライフステージに向かうため新たな困難に直面することが生じることもあり、困難が再燃することもある。しかし一度支援が終結していることや職員・教員の異動などにより関係が絶たれており、支援のやり直しとなるが、NPOとしてはそのような変化が小さいため関わり継続ができていくことや情報を追うことができるた

め情報の蓄積があり支援を担うこともできる。一方で困難に対しての専門性が十分にあるとは言えず、その専門性をどのように担保するかは大きな課題である。

(二) 専門支援ではない関わり

専門性が不十分という指摘の一方で、学校や公的機関と関わりを持った子ども・家庭の中には、そのような公的支援を拒む場合も少なくない。しかし専門家からみてどうしても支援が必要、見守りが必要という場合に公的専門支援に代わって専門支援ではない地域からの見守りも必要になる。子どもにとって専門家は安全ではあるかもしれないが、必ずしも安心な存在とは言えない。支援者であり、観察してくる人に対しては隙を見せることはできず休まらないこともある。隙を見せることができる安心でき場や関係も子どもにとっては重要となる。

(三) 子どもと関わる上での専門性の違い

子どもの支援とは言うが、0歳からの子どもとその家族への子育て支援的な関わりが必要となる知識や技術と、学童期や思春期の子どもへの関わりに必要な知識や技術にも違いはあり、また予防的支援と介入的支援でもその専門性に違いがある。また直接支援から環境整備、連携体制の構築、困窮世帯への制度支援や同行支援、コ

ミュニケーションが不得手な親への対応など同じ子どもに関わる専門職であってもその専門性の違いは大きく、また得手不得手も生じる。そしてそれはNPOであつても同様であり、NPOも一括りでは語れず、それぞれに得意とする実践が違う。またこれら関係機関が認識している「子どもの権利」が同じものであるとは限らない。今回の政策の動きの中で、子どもの権利が強調される、そのことを認識している専門機関、NPOも増えているが、実践における、その関わり方、活動・支援の作り方、ゴール設定など細かくみるとその認識の違いが大きく、活動に支障を来すこともある。これからの子どもの権利への理解や、専門性の習得をそれぞれの個人に解釈を任せるだけではなく、実践での差異をなくすための具体的な研修なども必要となってくるであろう。

今回、子どもの貧困対策に取り組むNPOの一二年間の実践の振り返りから三点に絞って取り上げたが、実際に子どもが抱える困難への解決に向けた方法の専門性を学ぶ機会は少なく、実践として技術を磨く機会はさらない現状であり、現場はその状況で子どもへの対応に追われている。政策としてこれから進んでいくNPO等との連携において、その実践がより効果的になるよう、その基盤強化は必要となるであろう。

存在の可視化と権利要求の闘い、 激しさを増すバックラッシュ



研究センター研究員
近畿大学人権問題研究所教員

熊本 理抄

米国フロリダ州のデサントイス知事が、五月二四日、二〇二四年大統領領選に向けた共和党候補指名争いへの立候補を正式に表明した。発表の一週間前には、観衆の歓声と拍手に迎えられて、四つの反LGBTQ+法案に署名していた。出馬表明に向けたアピールだと言われている。対象年齢を拡大したいいわゆる「Don't Say Gay or Trans」拡大法案、広範な影響を与えるジェンダー・アフターミング・ケア禁止法案、文化検閲を可能にする反ドラッグ法案、そして学校や公共施設等のトイレと更衣室の使用を制限する法案の四つである。知事が署名した五月一七日は、反ホモフォビア・トランスフォビア・バ

イフォビア国際デーだった。五月一五日には、フロリダ州の公立大学における Diversity, Equity, and Inclusion (DEI) プログラムを実質的に禁止する法案に署名している。同様の動きはフロリダ州以外でも広がりを見せている。

一連の法制化と連動しつつ米国での禁書活動が勢いを増す。学校や図書館に配架された書籍に対する保護者等の検閲と異議申立て、政治家や政府関係者による直接行動と脅迫、そして行政からの禁止措置決定が各州で拡大している。禁書情報を収集、分析、配信する PEN America によると、著者と登場人物が白人以外および／あるいはLGBTQ+である本を発禁処分ターゲットにしており、毎月百以上の書籍が撤去されているという。教員と司書にとつては処罰規定が脅威となり、すべての図書を一時的／永久的に全面禁止とする学校等も出てくるなど、図書へのアクセスが制限され続けている。こうした動きは「Ed Scare」（公教育における表現の自由を抑制する目的で、不安と怒りを煽るキャンペーン）と呼ばれる。人種、ジェンダー、歴史、アイデンティティといったトピックを扱う教育を制限する立法措置の拡散と相まって、フロリダ州のような政策と実践が全米でモデル化され複製されていると、PE

N A m e r i c a は指摘する。二〇二二年実施の全米世論調査によれば、図書館からの書籍撤去に党派を問わず七割が反対し、九割の回答者が図書館と司書を信頼しており、地域社会におけるそれらの役割を高く評価している、にもかかわらずである。

教育を政治の道具とすることで権利がもつとも侵害されるのは、生徒・学生だ。L G B T Q + 若者の経験実態について、G L S E N は一九九九年以来隔年で全米規模の調査をしている。L G B T Q + 生徒・学生の生活が相対的に改善されていることを示してきた過去二〇年間の調査と異なり、近年は停滞傾向にあると指摘する。二〇二〇～二〇二一年に対面登校したことのある生徒・学生を対象に実施した調査を二〇一九年調査と比較したところ、名前およびジェンダー代名詞 (P r o n o u n s) の使用制限ならびに服装制限が増加しているという。またマイノリティとマジョリティの学生が共に活動する G S A (Gay-Straight Alliances or Gender and Sexuality Alliances) へのアクセス、L G B T Q + インクルーシブな書籍等へのアクセス、学校関係者の支援など、L G B T Q + の生徒・学生が利用できる資源の減少も確認されている。学校環境に変化がみられる要因とその影響として G L S E N が言及するのは、反 L G B T

Q + 政策と新型コロナウイルス感染症パンデミックである。生徒・学生の学ぶ権利および教員の教える権利は侵害され、かれらにとって学校が安心・安全な場所でなくなっている、と注意喚起する。

公益財団法人世界人権問題研究センターのプロジェクトチーム四「性的マイノリティと人権」は、京都府と大阪府の教員に協力を得て、二〇二一年末から二〇二二年初頭に「性的マイノリティに関する教職員意識調査」を実施した。同センターのウェブサイトで報告書を参照してほしい。米国の実態は対岸の火事でない。教育に反映される日本社会のありようを現場の教員とともに明らかにし、他国との連携を追究していく必要がある。

本稿は以下にあげる団体のウェブサイトから多くの示唆と情報を得ている。

Gay, Lesbian & Straight Education Network (G L S E N) <https://www.glsen.org/>
P E N A m e r i c a <https://pen.org/>

「準拠」と「ウオッシュ」のあいだ 「六割強が国際的な基準に準拠」は本当か



一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター 特任研究員

松岡 秀紀

●初めてのアンケート調査

「ビジネスと人権」への関心が日本で一気に広がったのはここ数年のことである。背景には日本政府の動きがあるだろう。政府は二〇二〇年一〇月に『ビジネスと人権』に関する行動計画（二〇二〇ー二〇二五）を策定し、二〇二二年九月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定した。

このガイドラインの策定に先立ち、二〇二一年九月（一〇月）には「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」が実施された。二七八六社（回答は七六〇社）を対象にした、この分野では初めてのアンケート調査である。ガイドラインの策定は、このアンケート調査結果で政府への要望が多かったことに応えたものとされている。

本稿では、このアンケート調査の「設問五…人権方針

の策定にあたり、国際的な基準に準拠していますか」を取り上げ、アンケート調査結果として総括されている「六割強が国際的な基準に準拠」の妥当性を検討する。

なお、経済産業省のウェブサイトで上で「集計結果」として公開されているのはアンケート調査結果の一部にすぎない。元の調査票も公開されていない。そのため筆者は情報公開請求を行い、調査票及び単純集計値の結果のすべてを入手した。以下で言及する調査票上の記載は一般には公開されていないことを付言しておく。本来公開されるべきものであることは言うまでもない。

●「国際的な基準」への「準拠」

この設問五でいう「国際的な基準」については、調査票において、「国際人権規約、国連ビジネスと人権に関する指導原則、ILO基本八条約、ILO宣言（労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言）、ILO多国籍企業宣言（多国籍企業及び社会政策に関する三者宣言）、OECD多国籍企業行動指針、国連グローバルコンパクト、など」と注記されている。そして、「準拠しており、方針の中で具体的な基準名も示している」の四四％、「準拠しているが、方針の中で具体的な基準名は示していない」の一％、「部分的に準拠している」の一〇％を合計した六五％をもって、「六割強が国際的な基準に準拠」と総括されている。

続く設問六では、準拠している国際的な基準を複数回答ですべて選択させており、その結果は次のようになっている。指導原則…六九％、ILO宣言…六四％、国連グローバルコンパクト…六〇％、ILO基本八条約…三〇％、国際人権規約…五八％、OECD多国籍企業宣

言…二六%、ILO多国籍企業行動指針…一八%。

一方、指導原則は原則一二で、「人権を尊重する企業の責任は、国際的に認められた人権に拠っているが、それは、最低限、国際人権章典で表明されたもの及び労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言で挙げられた基本的権利に関する原則と理解される」とし、さらにも原則一二のコメントリでは、「人権諸条約などの「追加的な基準」の必要性についても言及している。つまり、指導原則では、世界人権宣言、国際人権規約、ILO宣言（したがってILO基本八条約（現時点では十条約）に「準拠」することが、企業の人権尊重責任の取り組みにおいて「最低限」求められている。

ここでまず一つの疑問が生じる。アンケート調査結果では、指導原則に準拠していると回答した企業が六九%であるのに対し、ILO宣言へは六四%、国際人権規約へは五八%、ILO基本八条約へは三〇%の準拠であり、いずれも六九%に満たない数値となっている。この五%〜三九%の落差は、指導原則に準拠していると回答しながら、実際には指導原則に準拠していない企業の割合を示しているのではないだろうか。「六割強が国際的な基準に準拠。指導原則に準拠しているケースが約七割と最も多い」との「集計結果」での説明の妥当性が揺らぐことになる。

「準拠」とは何だろうか。筆者は仕事柄、企業の担当者と話をする機会が多いが、準拠しているとは言い難いケースは枚挙にいとまがない。人権方針が「国際的な基準」に本当に準拠しているかどうかは、例えば、人権方針策定の次のプロセスである人権デュー・デリジエンスが、どのように「国際的な基準」に基づいて実施され

ているかで推測できるだろう。しかし、その点を見極めるためには、個別の企業ごとに具体的に精査する必要がある。

●人権尊重がウォッシュにならないために

手がかりはある。アンケート調査には、「人権方針の策定に向けては、国際的な基準に準拠していることが求められますが、その際の課題あるいはその他何かコメントがあれば自由にご記入ください」との自由記述の設問八がある。しかし、この設問八の自由記述回答結果は、筆者が入手したアンケート調査結果の単純集計値には含まれていない。

見せかけの環境保全の取り組みを表す「グリーンウォッシュ」が批判を浴びるようになって久しい。「SDGsウォッシュ」や「ESGウォッシュ」が批判される状況もある。「ビジネスと人権」の取り組みが見せかけに終わらないためには、実態の正確な把握が何よりも重要だ。アンケート調査は、一定の期間において継続的に実施することで、把握すべき実態の進捗を読み取ることができる。二〇二五年に予定されている行動計画の改定に向けて、同様のアンケート調査が実施されるのかどうか定かではないが、実態をより正確に把握するための工夫と、結果を公開する透明性が求められる。

国際的な人権基準に実際に準拠しているかどうかは、つまり企業が開示する内容が「ウォッシュ」でないかどうかは、企業の取り組みの評価の問題だけにとどまらない。それは、企業活動により人権を侵害されている人々を適切な人権デュー・デリジエンスで把握し、救済につなげるためにこそ重要である。

「夜間中学の学び」に学ぶ



研究センター研究員
京都市教育委員会カリキュラム
開発支援センター専門主事
岡田 敏之

一 夜間中学の変遷

夜間中学は、これまでその時代に応じて様々な人を受け入れてきました。終戦から一九六〇年代までは主として学齢期及び一〇代後半の日本人を、一九七〇年代以降は差別や貧困などにより学ぶ機会が得られなかった成人の日本人や在日韓国・朝鮮人を、一九八〇年前後からは日中国交正常化に伴って中国引揚帰国者やその家族などを、二〇〇〇年前後あたりからは仕事や結婚等で渡日した外国人やその家族などを、さらに二〇一五年以降はいわゆる形式卒業生も受け入れてきました。その他、難民、脱北者、無戸籍・居住不明の若者なども、その時代背景に応じて受け入れてきました。これが「夜間中学は社会を映す鏡」と言われる所以で、社会的弱者である義務教育未修了者のかけがえのない学びの場と

なってきました。できれば、このような学校が必要でない世の中になることを望みたいところですが、これからもその時代背景に応じて、多様な人たちを受け入れていくのが夜間中学の宿命だと思っています。

二 夜間中学の「学びの原点」に学ぶ

このように、学ぶべき時に学べなかった人たちだからこそ、学びの大切さを知り、主体的に学んでいます。学びは、やるなど言われてもやり続ける、人間にとつては本能的な行為です。なぜなら、学ぶことが人間にとって生きることに直結するからです。

一方、昼間の子供たちは主体的に学んでいるでしょうか。もし、主体的に学ばない(学べない)のであれば、それを阻害している要因があるはずですが、それを取り除き、安心できる場や環境を提供することができれば、子供たちは放っておいても学ぶでしょう。そもそも「学び」は楽しいものであったはずですが、幼い子供がそうであるように、人は誰もが生まれながらに「もつと」といういろいろなことを知りたい、できるようにになりたい」という知的好奇心や向上心を持っています。夜間中学には、そのような「学びの原点」があります。

夜間中学はこれまで学ぶことができなかった人たちの大切な学習保障の場であるのもちろんですが、同時に、その「学び」によって、現代の子供たちが(もしかすると教師もが)見失いかけている「原点」を見つけ出すことができます。

三 夜間中学の「多様性」に学ぶ

夜間中学では、多様な人たちが集まっているからこそ、互いの違いを尊重しあう雰囲気も自然と醸成されていきます。

現在の昼間の小中学校においても、多様な子供たちが年々増えてきています。ところが、子供たちには多様な価値観に対応できる力が十分に身につけておらず、家庭や学校も多様性とどう付き合っていくのかが見えない中で、旧来の同調圧力が働いているように思えます。小中学校において不登校やいじめが急増し、過去最悪の水準を更新続けているのも、それが要因の一つではないでしょうか。

このような同調圧力が働く集団においては、異質なものも排除する雰囲気がつくられてしまい、発達に課題のある子や「空気を読めない」子、真面目過ぎる子、異なる文化を持つ子などは、息苦しくて仕方がありません。以前、私が勤めていた洛友中学校（夜間中学を併設した不登校特例校）でも、不登校を経験した生徒から「前の学校では、一人の子をみんなでイジっていたことが耐えられなかった」「空気を読めない自分はいつも浮いていた」「学校へ行くと自分が自分じゃなくなってしまう」などということを目にしました。

四 多様なニーズに対応できる教育を

夜間中学では、年齢や国籍、文化、人生経験、障がいの有無を問わず、実に多様な生徒たちが毎晩生き生きと学んでいます。そのような生徒に、既存の教育システム

を導入することは非常に困難であり、またするべきではありません。昼間の小中学校においても、教育システム自体を子供たちの多様なニーズに合わせて変えていき、そのためのより良い方法を模索し続けていく必要があります。これがユネスコの提唱するインクルーシブ教育（万人のための教育）です。

一つのことを理解するスピードや道筋、方法も人それぞれに違います。一斉授業もこれまで様々な工夫がされてはきましたが、さらなる工夫あるいは授業方法を根本的に問い直す必要があります。そして、多様化する子供たちを誰一人取り残すことなく支援する「個別最適な学び」と、多様性を最大限に生かす「協働的な学び」を目指していきたいものです。

注

(1) 戦後の混乱期、仕事や家事等で昼間の学校に通うことができなかった子供たちのために設けられたのがはじまり。一九五五年頃には全国で八〇校を超えていたが、社会情勢の変化や就学援助策の充実、国の方針等により一時は二〇校にまで減少した。現在では、戦争や貧困、不登校などで義務教育を十分に受けられなかった人や母国で義務教育を修了していない外国籍の人たちが通う。国は教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一校は設置するよう促し、今年の四月現在、一七都道府県に四四校の夜間中学校が設置されている。

ヤングケアラーの課題と支援



京都府ヤングケアラー総合支援センター
センター長

福阪 圭輔

○京都府ヤングケアラー総合支援センターについて

京都府では近年マスコミ等で取り上げられる事が多いヤングケアラーについて、こどもの権利擁護の観点や、子育て環境日本一の実現に向けて支援が喫緊の課題であることから、令和四年四月に「京都府ヤングケアラー総合支援センター」（以下「当センター」）を設置いたしました。

当センターの運営は社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会が受託しており、子どもたちや関係機関等からの相談を受けたり、支援者や府民向けのセミナー、研修等を実施しています。また、「いろいろはのなかまたち」と

いうヤングケアラー当事者団体の協力を得て、オンラインと対面による当事者等の繋がりづくり（オンラインコミュニティ）にも取り組んでいます。

○ヤングケアラーとは

日本ではまだヤングケアラー支援についての法律は無く、明確な定義はありませんが、厚生労働省のホームページでは、「本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。また、具体的なケアの内容としては一般社団法人日本ケアラー連盟がまとめられています。が、「ケア」という言葉からイメージしやすい食事や排泄、入浴介助だけではなく、きょうだいのお世話や見守り、買い物や料理、洗濯などの家事、家計を支えるためのアルバイトなど幅広い内容を含んでいます。

なお、ヤングケアラーについては十八歳未満を支援の対象とされている自治体もありますが、京都府では年齢で区切らず、十八歳を超えた若者や元ヤングケアラーも含めて相談を受け付け、課題解決に向けて一緒に考え、サポートしています。

ヤングケアラーについては「家の事を頑張っていて偉

い」「自分の好きな事が出来ず可哀想」というような声や、「家族の事は家族でするのが当たり前」「昔はみんながしていた事」「お手伝いでしよう」等々、様々な受け止めがあります。それは、正しい部分もありますが、誤った理解でもあります。社会の変化の中で大人が家庭のことにかけられる時間が減り、それに伴って子どもが家族のケアや家事を担う事で、学校やクラブ活動、進学・就職等に支障が出ていたり、場合によっては心身に不調を来すなど、子どもの権利侵害がおきていることを理解する必要があります。

○ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーへの支援はまだ始まったばかりです。当センターでは「まずはヤングケアラーについて知っていただく」「ヤングケアラーに気づいていただく」「多機関・多職種連携で少しでもヤングケアラーの負担を軽減する」ことを入れている。昨年度は広報啓発と研修、各市町村での支援ネットワークづくりに取り組みました。

特に広報啓発は京都府・京都市の教育委員会や各学校の御協力を得て、小学校高学年から中学生・高校生全員にチラシを配布しました。しかしながら、子ども自身が

自分のしんどさに気づき、相談する事はハードルが高いという現実も実感しました。そのため、子どもたちの身近な所にいる大人が気づき、支援できるよう支援者向けのリーフレットや各種情報を盛り込んだホームページを立ち上げています。

国等の実態調査からはクラスに一人から二人、ヤングケアラーがいる、という状況がわかっています。子どもたちが頑張れば頑張るほど、外からは家庭の様子が見えなくなります。「良い子は頑張りすぎているのでは?」「我慢するのが当たり前になっていないか?」という視点で子どもたちが出しているSOSを見逃さず、子どもたちが笑顔でそれぞれの夢を叶えることが出来る「あたたかい京都」の実現を目指したいと私たちも決意を新たにしています。

自分ひとりで、
がんばらなくていいよ

相談センター
TEL: 075-662-2840

ヤングケアラーとは

おたすけあそび会

おたすけあそび会とは

2023年度 人権大学講座 開催日程

	月日曜	種別	時間	講座名	講師
3	7月24日 (月)	講義	14:00～15:40	近世京都東山の風景 ―「祇園」「清水」界わいの光と影―	下坂 守
4	8月2日 (水)	講義	14:00～15:40	古代・陸奥ブームへの系譜	菅澤 庸子
5	8月21日 (月)	講義	14:00～15:40	性的マイノリティと生殖医療	小門 穂
6	9月1日 (金)	講義	14:00～15:40	室町・戦国時代の祇園祭神輿渡御	河内 将芳
7	9月12日 (火)	フィールド ワーク	14:00～16:30	ウトロ地区の歴史と現在	ウトロ 平和祈念館
8	10月24日 (火)	講義	14:00～15:40	国際人権を考える ―ジェンダーの視点から―	杉木 志帆
9	11月10日 (金)	講義	14:00～15:40	部落問題の現段階 ―ネット、ヘイト、地域社会	山本 崇記
10	11月21日 (火)	ワーク シヨップ	14:00～16:00	ダイバーシティの練習問題	渡辺 毅
11	12月4日 (月)	講義	14:00～15:40	アメリカにおける日系人強制収容と部落差別	廣岡 浄進
12	12月19日 (火)	講義	14:00～15:40	ビジネスと人権：事業・業務と人権のつながりを考える	菅原絵美
13	1月19日 (金)	講義	14:00～15:40	1918年 米騒動から考える日本近現代史	高野 昭雄
14	2月2日 (金)	講義	14:00～15:30	ハンセン病差別の実相 ―ハンセン病施策検討会による最終報告書から―	坂元 茂樹
		修了式	15:30～15:40		

会場	講義・ワーク シヨップ	第3回～第6回	ハートピア京都 (中京区竹屋町通烏丸東入る)
		第8回～第14回	世人研・多目的ホール (下京区塩小路高倉)
	フィールドワーク	ウトロ平和祈念館 (京都府宇治市伊勢田ウトロ51)	

お知らせ

世界人権問題研究センターは、2023年10月に京都市立芸術大学の新キャンパスC地区に移転します。

これに伴い、人権図書室は移転準備のため、2023年8月1日(火)から閉室させていただきます。

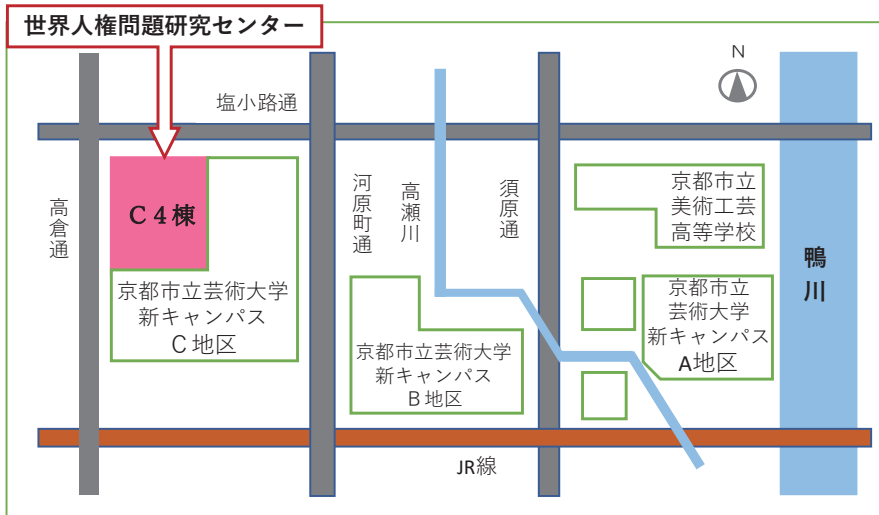
利用者みなさまには長期間、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

新施設のオープンは、2023年10月2日(月)です。

移転後も引き続き、人権図書室をご利用くださいますようお願いいたします。

※ 閉室期間中も、図書の返却は受け付けます。

- | | |
|-----------|------------------------------|
| ○ 閉室期間 | 2023年 8 月 1 日(火) ~ 9 月29日(金) |
| ○ 新施設オープン | 2023年10月 2 日(月) |
| 閉室日と時間 | 平日(土曜日を除く)の午前10時から午後5時まで |

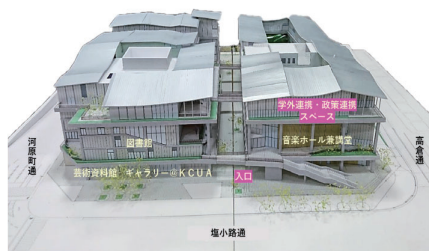


(移転先 京都市立芸術大学新キャンパスC地区 C 4 棟7階 学外連携ラボ)

2023年10月

公益財団法人世界人権問題研究センターは、
多様化する人権問題について新たな展開を図るとともに、
府市民が人権について学び、交流する拠点となるため、
京都市立芸術大学の新キャンパスC地区に移転します。

○ 新キャンパスC地区 イメージ



新キャンパスC地区 北側から見た立面

移転後の業務開始日は
10月2日（月）です。



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <https://khrii.or.jp> [E-MAIL] jinken@khrii.or.jp